

令和6年度企業内公正採用・人権啓発推進月間ポスター制作・配送業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

県ならびに市町では、企業の経営者や従業員等が同和問題をはじめとして人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、啓発に努めているところです。

しかしながら、依然として、採用選考時において応募者の適性、能力と何ら関係のない質問や身元調査につながる恐れのある不適正な質問が後を絶たない状況にあり、また、企業内での差別事象が発生しています。特に昨今では、身元調査につながりかねない SNS 調査が報道等で話題となっています。

こうしたことから、就職差別の撤廃と企業内において同和問題をはじめとする人権研修がより一層充実・強化されるよう、7月を「企業内公正採用・人権啓発推進月間」とし、統一的な啓発行事を実施するため、この趣旨を広く県民に周知するためのポスターを制作していただくものです。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度企業内公正採用・人権啓発推進月間ポスター制作・配送業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年6月17日（月曜日）までとします。

(3) 予定価格

773,600円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 業務の仕様

別添の令和6年度企業内公正採用・人権啓発推進月間ポスター制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

① 営業種目

希望営業種目が大分類「役務」、中分類「デザイン」または「広告」に登録されていること。

② 地域ブロック

県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがあります。

滋賀県物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課

（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

4. 説明会の開催

説明会は開催しないこととします。

5. 質問および回答について

(1) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合、質問票（様式1）を下記の10に示す「問い合わせ先」にFAXまたはメールで提出すること。この場合、送信後必ず電話にて到着の確認をしてください。また、メールの場合は標題に「【人権啓発ポスター制作プロポーザル質問】」と記載してください。

なお、審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問票提出期限

令和6年4月26日（金曜日）12時

(3) 質問に対する回答

各者からの質問をすべてまとめて、令和6年5月2日（木曜日）17時を目途に滋賀県ホームページ（ホーム>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用）に掲載します。

6. 企画提案にかかる提出書類および提出期限等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類等を作成し提出してください。

なお、1者につき2提案まで受け付けますが、提案ごとに下記①および②を作成してください。

① 企画提案書（様式2）

ア) 部数

6部 ※啓発ポスターのイメージが理解できるB3版カラーコピーのデザインを添付してください。ラフスケッチ可。デザインには仕様書の4に記載の必要事項を加えてください。

② 概算見積書

ア) 体裁および部数

A4版 縦仕様 1部

イ) 作成上の留意事項

- ・概算見積書には、仕様書を基に着手から納品に要するすべての経費とその内訳を明記してください。
- ・消費税および地方消費税を含みます。（税額を明示すること。）
- ・見積書には、事業所名、所在地、代表者氏名を記載し、会社印および代表者印を押印してください。

ウ) その他添付書類（該当する場合）

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ③ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ④ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑥ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑧ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

- ⑩ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、iについては、審査登録機関の証明書の写しを、i以外については、認証、登録証の写し
- i 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ii 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - iii 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- ⑪ 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置に係る届出書類等の写し

(2) 受付期間

令和6年5月13日（月曜日）12時まで

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送により受け付けます。なお、郵送の場合は必ず電話でその旨御連絡下さい。

(4) 提出場所

下記の10に示す「問い合わせ先」に同じです。

7. 審査について

(1) 審査方法

提出書類（上記6. (1) の①、②）に基づき当部職員で構成された審査会の委員（3名）により書類審査を行います。

(2) 審査基準

評価項目		評価点
① キャッチコピー	・仕様書に沿った内容か。 ・人目を惹くコピーとなっているか。 ・訴求点が明確で適切か。	22点
② デザイン	・仕様書に沿った内容か。 ・人目を惹くデザインとなっているか。 ・人権について身近に感じられるようなものとなっているか。	32点
③ 独自性	・滋賀県らしい要素を取り入れているか。	12点
④ ユニバーサルデザイン	・ユニバーサルデザイン（文書の位置、文字サイズ、色使いなど）に配慮したしたものとなっているか。	12点
⑤ 見積価格	・経費節減を意識した内容、金額となっているか。	10点
⑥ 類似事業の実績があるか。		5点
⑦ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。		1点
⑧ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		1点
⑨ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。		1点
⑩ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 （ア）障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 （イ）障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 （ウ）「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 （エ）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労		1点

働大臣の認定を受けていること。	
⑪ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点
⑫ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 (ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 (イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
⑬ 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者を設置し、市町への届出をしていること。	1点
	100点

8. 契約予定者の決定方法

審査基準に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とします。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としません。審査の結果については、各社あて書面にて通知します。

9. その他

- (1) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (2) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、また、必要な要件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合は失格となる場合があります。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しません。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外に使用することはありません。
- (4) プロポーザルの参加に要する経費はすべて各事業者の負担とします。
- (5) この委託業務にかかる契約期間満了後についても、制作したポスターのキャラクターやデザイン等を、特に期限を定めず、本県が行う人権啓発事業で使用するため、その著作物にかかる使用料も今回の契約金額に含むものとするので、そのために必要な著作権使用料にかかる手続等について、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理してください。
- (6) タレントや既成のイラスト等を使用する場合には、プロポーザル作品についても、必ず承諾をとってから行ってください。
- (7) 採用した場合でも、本業務の目的達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容を変更する場合があります。

10. 問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 畑野、富永
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3767 Fax 077-528-4873 Mail fe0004@pref.shiga.lg.jp